## ユネスコ 学習権宣言(抜粋

1985年3月29日 第4回ユネスコ国際成人教育会議

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでにもまして とを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。 学習権なくしては、人間的発達はあり得ない。 ″学習″こそはキーワードである。 もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きるこ

重要な課題となっている。

学習権とは

読み書きの権利であり、

そして、さらに学習条件の改善もないであろう。 学習権なくして、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、 ないであろう。 端的にいえば、このように学習権を理解することは、今日の人類 この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上も

個人的・集団的力量を発達させる権利である。 あらゆる教育の手だてを得る権利であり、 想像し、創造する権利であり

ごい続け、深く考える権利であり、

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではな にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがな しうる最善の貢献の一つなのである。

それは基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなもので それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではな 体から、自らの歴史をつくる主体に変えていくものである。 ゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客 的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあら しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本

性や工業国や有産階級や、学校教育を受けられる幸運な若者たちだ 習権は、人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男 それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。

が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなけれ するのに必要な条件をつくるように要望する。 に対し、この権利を具体化し、すべての人々が効果的にそれを行使 排他的特権であってはならない。本パリ会議は、すべての国

は学習権をもたなければならない。 もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼ら

はない。

学習権は、人間の存在にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的な人間の欲求